

マネージメント・レター 215

外貨建預金・外貨建MMF

近年、国内市場金利の低迷にて、外貨建預金や外貨建MMFなど非常に高利回り（5%から高いものでは10%など）の金融商品のパンフレットを目にします。それぞれ運用や手数料など相違があり為替差益等に関する税金の取り扱いも異なります。

運用中の利息・分配金の取扱

まず、投資家に国内で支払われる外貨建預金や外貨建MMFの運用期間中利息や収益の分配金を受け取るケースではありますが、20%の源泉分離課税が実施され、確定申告する必要がありません。

外貨建預金の満期時為替差益

外貨建預金の場合、満期時に利息とは別に円安効果で為替差益が発生した時は、この差益は「雑所得」と総合課税の対象となり確定申告が必要です。（為替差損の場合は、雑所得同士と通算できますが他の所得とは通算できません。注意してください。）

外貨建MMFの売買時の取扱

外貨建MMFの場合は、「公社債投資信託（外国投資信託を含む）の受益証券の売却益は所得税を課税しない」と定められており、公社債投資信託の一種である外貨建MMFの売却益には税金はかかりません。（売却時の為替差益は「譲渡所得」ですが上記により非課税です。）

 今月のワンポイント 

健康保険・厚生年金保険の算定基礎届の提出が7月10日までとなっています。準備・提出を忘れずに！！